

第32号議案

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月28日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保に供することに係る例外規定を整理するため、この条例を制定するもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(損害補償を受ける権利) 第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	(損害補償を受ける権利) 第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、こ

の条例の施行の日以後も，なお従前の例により担保に供することができる。

参 照

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保に供することに係る例外規定を整理するため、この条例を制定するもの。

2 改正の内容

年金の受給保護の観点から年金担保貸付事業等の廃止が決定され、令和3年度末に新規貸付けの申込みが終了することから、非常勤消防団員が傷病補償年金等を受ける権利について、例外的に担保に供することができる場合を定めた次の規定を削除する。

- ・ 傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合

3 施行期日等

- (1) 令和4年4月1日
- (2) この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。